

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
47	<p>3.7.1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 指摘事項 16 ○消費税及び地方消費税について</p> <p>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p> <p>尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額については補助対象経費の消費税抜きの金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」の様式が定められていることや、消費税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いについては規定されていないことから、要綱を見直す、あるいは運用規定等を別に定めるなど仕入税額控除についての取扱いを明確にするべきである。</p>	<p>補助事業者に対し、消費税等の課税状況が確認できる書類の提出を求めています。</p> <p>また、課税事業者の場合、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。</p> <p>消費税等込みの補助対象経費が補助金額と同額となった場合における取扱いについては、運用規定等により明確化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助事業者からは、「消費税等仕入控除税額報告書」を徴取し、うち1者からは返還なし、1者からは返還ありとの報告を得ております。</p> <p>返還に関しては、県を通じて国から手続について確認し、補助事業者1者に対し、返還を求め、徴収するとともに、国庫への返還を完了しております。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の取扱いについては、国及び県の補助金交付要綱等を参考とし、市の関係要綱等において、明確化し、現に運用しております。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。